

宇和島海上保安部は、津波警報・注意報が発令された場合、港則法第39条第4項及び第45条により、同法適用港である川の石港、八幡浜港、三瓶港、吉田港、宇和島港、深浦港内の船舶に対して、この『船舶対応一覧表』を基準に勧告することとしています。

船舶対応一覧表(津波)

別紙

区分	発令の基準及び時期(※1)		旅客船	港内着岸船		航行船		
				大型船・中型船(※2)		小型船(※3)	大型船・中型船	小型船
				危険物積載船	一般船舶(作業船を含む)			
第一体制	津波注意報		安全管理規程の遵守	荷役・作業中止 係留避泊(※5)又は港外退避(※7)	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化(※4)の後陸上避難(場合によっては港外退避)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
第二体制	津波警報	時間的余裕あり	安全管理規程の遵守	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によっては港外退避)	港外退避(場合によっては港内避泊※6又は陸上避難)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
		時間的余裕なし		荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難		着岸後陸上避難又は港内避泊
	大津波警報	時間的余裕あり	安全管理規程の遵守	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難(場合によっては港外退避)	港外退避(場合によっては港内避泊又は陸上避難)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
		時間的余裕なし		荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難		着岸後陸上避難又は港内避泊

※1 宇和島沿岸に津波注意報又は(大)津波警報の発表があった場合には、宇和島海上保安部からの勧告があったものとみなして、速やかに防災措置を講じること。防災措置をとるにあたっては、人命の安全確保を最優先とし、可能な範囲で行うこと。

※2 大型船・中型船 大型船は、タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいい、中型船は、小型船及び大型船以外の船舶をいう。

※3 小型船 プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)。

※4 係留強化 異常な潮位変動及びこれに伴い発生する潮流により係留索(特に索の短いスプリング)が切断することがあり、索を長くとることや増しもやいの防止策をとること。

※5 係留避泊 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する)。

※6 港内避泊 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)。

※7 港外退避 港外に退避して沖錨泊する船舶は、次の措置を講じること。

①国際VHF(ch16)を常時聴守する等の当庁との連絡手段の確保

②当直員(船橋当直・無線当直等)の配置

③AIS搭載船舶のAIS常時動作の確認